家族解体の法と現実

- 特 に 婚 姻 解 消 を 中 心 に -

田口治

(1)

今世紀、特に第二次大戦後の離婚率の激増は、世界各国共通の深刻な問題である。近代社会へのスタートが遅れ、「家族制度」が家族生活のあらゆる面に浸透支配した日本においては、欧米諸国と異なり、離婚率は、明治から大正、昭和へと漸減の傾向を示し、第二次大戦前後を境として漸く上昇に向うという特異なカーブを描き、家族解体に伴う近代型離婚傾向は戦後急にその徴候を見せ始めた程度で、加えて今日の離婚率も、他の諸国に比してさほど高いとはいえず、欧米の場合とは若干危機意識を異にしている。しかしそれでも戦後の離婚率の急増は、わが国固有の醇風美俗の退廃だとする議論と関連して、相当の問題とされた。

かくて、どの国の法学も、離婚に対する法規制について真 剣にその対策を考慮しないものはなかったし、また、どの家 族社会学の文献も、社会病理現象の代表的なものとして離婚 をとり上げ、相当の頁数をその分析に当てないものはなかっ た。同時にまた大衆も、好奇心と強い情緒的反応を示したの であるが、こうした傾向は、最も高度の工業化、都市化を遂 げ、最も高い離婚率を示すアメリカにおいて顕著である。

常に指摘されるように、婚姻は最も基礎的な社会制度であり、離婚はその婚姻、さらに進んで家族の解体に連なるものであるから、シアリアスな社会問題となるのはむしろ当然であろう。アメリカの専門家たちや民衆の一般的態度について、アメリカの著名な法律学者はいう。「これに共通する心的態度は不安を伴ったものである。今日、離婚があまりに多過ぎ、家族生活の安定性は容易ならず傾いており、これについてなんらかの手が打たるべきであるという感情はひろく一般に抱かれている。」と。そしてこのような態度ないし感情は、当然のことながら、離婚に対する社会統制に向けられる。

しかしながらこの問題は複雑である。問題は「人々の心の

深層部にふれるのみならず、社会制度のもっとも基本的なものにふれるがために、社会統制の変化の過程、諸々の力、諸諸の思想の対抗関係の中で、進むべき方向を求めつつ」きわめて感情的な問題にまで発展することもまれではない。法理論的見解、社会学的分析、心理学的ないし精神病理学的批判、さまざまのイデオロギーの対立やモーレスの食い違いがこの一つの焦点をめぐって交錯する。

この小稿は、こうした多角的考察を行なうことを目的としないし、また、その能力もない。ただ、社会統制が最も強力かつ明白な形で表現される法を通じて、フォーマルな形で如何なる態度が示されてきたか。そしてそれは、離婚を阻止するという方向に、現実にはどれだけの効果をおさめ得たか。さらに、離婚の増大が、一般にいわれるように、それに比例する婚姻破綻の増大であるのか。離婚と婚姻破綻が混同され、あいまいに使用されていることが不当に問題を複雑にしてはいないか。かりに離婚率の増大がある程度の婚姻破綻の増加を反映するという仮説を認めるとして、こうした意味での婚姻不安定性が、制度的家族への復帰ではなく、前向きの方向で克服される場合、如何なる未来図を描くことができるであろうか。本稿はこうした問題についての荒削りな試論に過ぎない。

(註)

(1) 欧米では1,900年以降近代化が進むにつれて、離婚率は年と共に高まったのに反し、日本の離婚率は明治33年(離婚率1.42)から年と共に減少し、第二次大戦頃にはほぼ最低(離婚率0.6)を示した。これは日本の資本主義の発達に伴う近代化の進展、女性の地位の向上、西欧思想の流入などが男子専制的離婚にブレーキをかけた結果とされる。しかし終戦前後からこの社会の近代化、女権の拡張、女性の経済的独立といった要因は、漸く家族解体としての離婚発生の原因として働くことになったとされる。そうしてこうした新しい原因による増加の傾向は、1900年以降の欧米の

離婚率上昇と質的に同じ要素を含むものとされる。

桑畑勇吉,離婚の実態, P. P. 24~27 大塩俊介,離婚の意味, P. P. 61~70

(いずれも現代家族講座・1956, 第三巻, 離婚所収) 加藤一郎, 図説家族法, 1963, P. 29 など なおこのことは海外の学者間でも定説のようである。たと えば、

R. M. MacIver & C. H. Page, Society, An Introductory Analysis, 1964, P. 259

(2) Max Rheinstein, Law of Divorce and Stability of Marriage, 1956

唄孝一,山本寛訳「離婚法と婚姻の 安定性」(日本法社会 学会編,家族と法,1961,所収) P. 1

(3)川島武宜,離婚と社会統制(家族問題と家族法,第三巻, 離婚,1958,所収) P.P. 77~78

婚姻解消に対する社会統制のフォーマルな形での最も強いサンクションは、いうまでもなく法的サンクションである。 そこでまず婚姻解消の法規制に触れなければならない。

婚姻は、法律上は夫婦の一方或は双方の死亡ならびに夫婦の離別(生前解消)によって解消する。死亡による解消は悲惨なことではあるが多く自然的不可抗力によるものが多く、法的、社会的関心も薄く、ここでは特にとり上げない。問題は生前の解消であるが、わが国では取消や無効による解消が極めて例外で、そのほとんどを離婚が占める。しかし欧米においては、わが国の離婚に代る機能を或程度事実上果しているものに(1)絶対離婚(divorce a vinculo matrimonii)(2)制限離婚あるいは卓床離婚(divorce a mensa et thoro)一今日裁判上の別居(judicial seperation)として制度化される一一(3)無効の三つがある。厳密にいえば(2)は婚姻関係が尚存続するが故に、また(3)は最初から解消すべき婚姻が存在しない故に法律上の離婚とはいえないので、ここでは離婚の概念に含めないこととする。

こうして見た場合,一体世界各国の法が,離婚に対して如何なる態度をとっているか。マックス,ラインスタインは,各国の法を次の如く大別する。

- (1) 死亡による以外全く婚姻解消を認めないもの。カトリックの教義たる婚姻秘蹟 観を完全に取り入れた国。……スペイン、イタリー、ペルー、ブラジル、コロンビア。
- (2) 夫婦の一方が重 大な夫 婦間の義 務に背 反した場合 (姦通, 遺棄, 虐待など…筆者註) 相手方に離婚を 許すもの。いわゆる有責主義の原則に立ち, 制裁と して相手に離婚を認めることから制裁 離婚 (divorce

sanction) ともいわれる。…… イングランド, スコットランド, アメリカ合衆国の多くの州, フランス等多くの諸国。

- (3) 婚姻関係が事実上完全に破綻したことが明らかになった場合,離婚を認める立場。いわゆる破綻主義の原則で,破綻離婚(divorce faillité) とも呼ばれる。その態様はさまざまであるが次の諸国。……ソビエット連邦,ユーゴースラビア,ポーランド,ドイツ,アメリカ合衆国ロードアイランド州,ルイジアナ,スカンジナビア諸国。
- (4) 夫婦双方の合意による解消。実際上は、ヨーロッパには行なわれない。ベルギーは法典にはこの形式を定めているが、実際は婚姻破綻の事実認定の上にこの形式が踏まれるわけで、上の(3)の場合に近い。日本の合意離婚は、事実上は夫の側の専制的離婚の色彩が強い。
- (5) 夫が一方的意志により自由に婚姻関係を終了できるもの。イスラムやユダヤ教では今日も公の法である。もっともイスラム諸国、イスラエルではだんだん夫の権限を制限し、(2) や(3) に近づけようとする動きが強い。

もっともこの分類は、厳密に考えた場合、いうべきことが多い。たとえば、イギリスおよびアメリカ合衆国では破綻主義導入の傾向が見え始めているし(精神病離婚制の採用など)、また日本の協議離婚制が即夫の追い出し離婚として理解されている点、家族制度が公式に否定され女権が伸張しつつある今日、或程度妥当でない点があろう。ただ、この分類が一応妥当な大体の傾向を伝えているとした場合、世界的に強い影響力を持つ欧米の主要国が、ほとんど絶対禁止主義ないし有責主義の原則に立ち、そのよって来るキリスト教教義を基盤として、最も強い法による離婚統制を行なっているこ(3)

それでは進んで、このような離婚立法の差異が離婚率にどのような影響を与えているであろうか。換言すれば、厳格な離婚法は離婚統制にどれほど役立っているであろうか。それは、離婚法と離婚率との関係を同時的、平面的に国別、地域別によって比較する場合と、これを異った時点で動的にとらえ、一定の国あるいは地域の離婚法が変化した場合、それに応じて離婚率が如何に変るかを比較する場合とで全く異った見解が生れるのではなかろうか。離婚率に変化を与える要因は、バージェスらも指摘している通り、(1)立法上の差異のほかに(2)道徳規範、慣習等のモーレス(3)教会の態

度(4)都市的か農村的か(5)文化的に同質的であるか, 異質的であるか(6)物質文明,特に交通機関,コミニュケイションの発達の程度など,それぞれ相関関係を有する多くのものが存在するので(特にモーレスなど最も強い要因であろう)法の厳しい国の離婚率が法の緩和な国のそれよりも高いことは勿論ありうることである。アメリカ諸州の離婚法の厳しさと離婚率とが必ずしも比例しないこと,合意のみによる離婚を認める日本の離婚率が世界的にみてさほど高い方ではないこと等を挙げれば充分であろう。マッキーバーらの離婚法と離婚率との関係に対する否定的態度も、この意味において正当である。

しかし同一の国、地域の法について考えた場合、たとえばフランス革命後1792年に、相容れないこと自体が離婚原因として認められて6年後の1798年に、パリーでは婚姻数より離婚数が上まわっている事実、1926年のレニングラード市の離婚率は3.43(対1,000人)であったのに、自由離婚法が施行されて約三倍の9.83に、モスコー市でも2.12から9.59に跳ね上っている事実、1937年に至って漸く法が緩和された(姦通(6)のほかに遺棄、虐待、精神病等が離婚原因として加わった)イングランドやウェイルズにおいても同様な傾向が見られる事実は離婚法の変化が離婚率に何らかの影響を与えることを(7)示す好例となろう。

もっともこれは最も典型的な例をとって対比した場合であって、問題はもっと複雑で幾多の例外も見出されることであろう。モーレスその他の要因も時代と共に相関関係をもって変化するし、アメリカ合衆国の統計が西欧主要国のそれに比して最も不備なものとされる点、或はウインチも述べているように、アメリカ合衆国の離婚率の激増は貧弱だった統計資料が急速に改善されたことと照応すること、或はまた平均寿命の延長が死亡による婚姻解消の数を減じ、全婚姻解消中の離婚の占める割合を相対的に増加せしめる方向に働いたことなど、問題にすべき点は多い。しかしニムコフもいっているは、問題にすべき点は多い。しかしニムコフもいっているように、種々のデータをもってしても、少くとも「離婚条件の容易化が、離婚率を一層刺戟することはないという結論にはならない」ということは当然認めてよいと思う。

それでは、離婚法の緩和は離婚率の増大、ひいては事実上の婚姻破綻の増大の原因たりうるか。 これは極めて重要かつ困難な問題であるので、章を改めて取り扱うこととする。

主要諸国の離婚率の比較

国 名	離婚率	離婚率	1950と1910 1914との
	(1950)	(1910—1914)	
オーストラリア	0.8a	0.1	8.0
ベルギー	0.6	0. 2	3.0
カナダ	0.4	0.05 b	8.0
デンマーク	1.6	0.3	5. 3
イングランド・ ウェールス	0.7	0.05 b	14.0
フランス	0.8	0. 4	2. 0
日 本	1.0	1.1	0.9
メキシコ	0. 3	0.05 b	6.0
オランダ	0.6	0. 2	3.0
ニュージランド	0.9	0.2	4.5
ノールウェー	0.7	0.2	3. 5
ポルトガル	0.1	0.1 с	1.0
スコットランド	0.4	0.1	4.0
スェーデン	1.1	0.1	11.0
スイス	0.9	0.4	2.3
アメリカ合衆国	2. 5	1.0	2. 5

(a) 1949, (b) 0.05以下 (c) 1915—1919

E. W. Burgess & H. J. Locke, The, Family, 2nd ed., P. 576 より引用

(註)

- Robert F. Winch, The Modern Family, rev. ed., 1964.
 P. 691
- (2) このラインスタインの分類は、R. F. Winch, op. cit.,P.P. 691~692 より引用
- (3) 大原長和,キリスト教的婚姻不解消主義の現代的意義(九 大社会科学論集1) P.50
- (4) E. W. Burgess & H. J. Locke, The Family, 2nd ed., 1960, P. P. 575~577
- (5) R. M. Maclver & C. H. Page, Society, An Introductory Analysis, 1964, P. 261
- (6) M. F. Nimkoff, Marraige and the Family, 1947, P. 658
- (7) E. W. Burgess & H. J. Locke, op. cit., P. 575
- (8) たとえば、ポルトガルのように、厳格な離婚法をもつ国の 離婚率が、フランスのようにより緩い離婚法をもつ国のそ れより確に相当低かったり、またアメリカ離婚法が厳しく 解釈される傾向があるのに、離婚は数倍にも増加している 事実があるが、法のほかに色々の原因が働いていると思わ れる。
- (9) E. W. Burgess & H. J. Locke, op. cit., P. 575
- (10) R.F. Winch, op. cit., P. 698

(11) M. F. Nimkoff, op. cit., P. 658

なお,フリードマンも,容易な離婚の手近かさと認識が実 質的に離婚率に貢献したことは疑いないとして統計資料を 挙げている。

W. Friedmann, Law in a Changing Society, 1956, P. 220

最初に述べたように、一般からは、離婚の増大は婚姻破綻の増大だとされ、ひいては家族、社会の安定性が失わるとされているのであるが、一体、離婚と事実上の婚姻破綻とはどのような関係に立つのであろうか。この点について最も詳細な検討を行っているのは、マックス、ラインスタインである。

彼は、イタリヤ、スペイン、ブラジルには離婚の制度がないから離婚率はゼロであるが、彼等の間にも当然遺棄、別居、姦通等の婚姻破綻の事実がある筈だと想像される事実、またイギリスでも1857年以前は離婚の制度はなかったが、このことは婚姻破綻がなかったことを意味しない事実などを例示して、離婚率が大幅に増加したということは、婚姻破姻の増加をひき起したという結論を必ずしも許容しないとする。それでは進んで、離婚との関係は別に、婚姻破綻の事例が増加して婚姻の安定性が傾いているかということについては、多分その傾向があるだろうと想像されはするが、データがないため「わからない」というしかないという。

たしかに、事実上の婚姻破綻の全貌をキャッチすべきデータはあり得ないし、それを調査する手だてもあり得ないかも知れない。その点、離婚は必ず訟訴を要したり、少くとも届出を必要とするが故に、正確にその数を把握でき、数年以上の率を比較して見ることを可能ならしめる。そこで、研究目的のための最も実際的な婚姻破綻の指標として離婚が利用されることも、次善の方法としてはやむを得ないことであろう。

しかしラインスタインはいう。「世論だけでなく学問的著作においてもしばしば同一視されるにも拘らず、婚姻破綻と離婚とは二つの異った現象である。前者は事実の世界に属し、後者は法の世界に属する。」と。ニムコフもまた、離婚率の増大は必ずしもそれだけ不幸な夫婦の存在を意味しないことを述べ、両者を混同した一般人の重要な誤謬について「離婚は不幸のあるところに起るが故に、或人々は、離婚を否定することが、自ら婚姻を幸福にすることに役立つという誤った考えをもつ」ことを指摘して、例を挙げて次の如く語る。「離婚率の増大は、過去より現在が幸福な婚姻が減ったことを意味するであろうか。これが必ずしも真実でないの

は、病院の入院患者数の増加が昔より今日の方が病気が多い ことを意味しないと同様である。病院の増加は健康回復の設 備が増加したことを意味するもので、離婚の増加は、人がそ んなに長く病的婚姻に苦しむ必要はないということを意味す ると同様である」と説明する。

したがって、離婚の法統制が厳しくなる程離婚と婚姻破綻は自ら遠ざからざるを得ない。かつまた離婚が許される場合にも、真の婚姻破綻の理由は別として、最も関門を通過できる可能性の強いフォーマルなパイプ (=法律上の離婚原因)を選ばなければならない。欧米諸国の離婚と婚姻破綻の関係がそうである。

離婚が法の世界に属するとは、事実上の婚姻破綻の理由が、法の掲げる離婚原因とは全く別個の世界に属するということである。離婚原因とは、法律上に如何なる条項に該当するときフォーマルな形で離婚を許すかという規範の問題であり立法政策の問題である。それは事実上の婚婚破綻の面から見ると、それがどういう風に処理されたかという結果の問題にすぎない。グードもいうように、アメリカ各州、世界諸国の離婚原因を並べても、「それは単に、その下に離婚が承認されるところの法組織について、何ものかをわれわれに語ってくれるに過ぎない。」のである。

かくて、法律上の離婚原因は必ずしもそのような理由で婚 **姻が多く破綻するということを意味するのではなく、その離** 婚原因を表面に出すことが最も離婚を得やすいという手段的 意味が強くなる。英米離婚法に、虚偽の証拠による共謀 (collusion) がつきものであり、アメリカ合衆国で、法の寛大 な州へ離婚の目的で移住するいわゆる移住離婚 (migratory divorce) の事実は周知の通りである。或るアメリカで行なわ れた調査によれば、総計295件の調査対象の離婚ケースにつ いて、遺棄を離婚原因とするものの内、実は40.2%は真の理 由は財政的緊迫であり、13.2%は他の男女のため夫または妻 を見捨てた場合, 10.9%は家庭や結婚生活への不満, 10.5% は不貞、その他飲酒、虐待・ルーズな習慣等が直接の動機と なったとされている。さらに虐待を離婚原因とするケースの 内, 45%は真の理由は財政緊迫, 28.6%は飲酒, 14.6%は嫉 妬や不貞がそれぞれ直接の動機となっているとされる。ま た、離婚訴訟の原告の多くは(34位)妻となっているが、 これは必ずしもそれだけ夫より妻の方が離婚を多く望むこと を意味するものでなく、その中には離婚を得やすくするため (8) の手段的意味も含まれていると思われる。

わが国離婚法は、協議離婚制を採用している上に、裁判上 の離婚原因にも「婚姻を継続し難い重大な事由」(民法770 条,第1項,第5号)というものを掲げ,極端な破綻主義を 導入しているので、上記英米法の如き、法規定と実際の原因 との隔離といった現象は現われにくい。それでも「婚姻を継 続し難い重大な事由」のうち多くの部分を占める「性格の不 一致」という漠然たる理由の陰には、さまざまの真の動機が 秘められているとして差支えない。

かくして,離婚というフォーマルな結果的現象だけで婚姻 安定性阻害の問題を論じて行くことは,或る程度の危険を伴 わざるを得ないこととなる。離婚は,その背景に婚姻破綻と いうものを考えてこそ,初めて意味をもって来るのである。

ところで婚姻破綻は事実の世界に属するという。それでは 婚姻破綻ないしそれに至るテンションの原因は何であろう か。常識としては夫婦間の性格的或は性的不和合,金銭問題,夫の暴力,虐待等と結合した酒癖,夫婦間の共通の利益 ないし関心の欠如,生活上の或は経済的なルーズさ等が思い 浮かべられることであろう。

婚姻破綻を生ずる原因,或は夫婦間の葛藤とテンションを 生み出す原因については,多くの社会学者,社会心理学者に よって色々の角度から分析されて来た。今ロックが,結婚し て幸福に行っている夫婦と,不幸にして離婚した夫婦とにつ いて行なった調査を統計的にまとめた結果を要約したものを 引用すると次の如くである。

婚姻関係にテンション (それは破綻に通じる)をもたらす 夫婦間の諸困難は、男側と女側とによってその順序が異な る。男側から見た場合は、(1)愛情関係(2)性(3)た えない口論(4)姻戚の干渉(5)金銭問題(6)飲酒(7) 相互共通の友人のないこと、の順序となった。これに対し、 女側にとっては、(1)愛情関係(2)性(3)夫の社会的 に許されざる諸種の形の行為(4)たえざる口論(5)経済 的困難(6)相互共通の友人のないこと、の順となっている。

また、離婚した婦人よりも離婚した夫の報告に非常に多く 見られる原因として、不満足な性関係、子供を持ちたい欲望 の充たされぬこと、姻戚の干渉、絶えざる口論、相互の友人 のないこと等が挙げられるのに対して、離婚婦人の側からよ り多く示された理由は、性病、扶養懈怠、飲酒、賭博、夫の 牢獄行き等であったとする。そして彼は、これらの諸原因を 抽象的に類型化した結果、婚姻破綻に作用する要因として (1)遺伝的精神作用によるテンション(2)文化的パター ンの相違(3)社会的役割(4)経済的緊張(5)愛情や性 的緊張の五つを示している。

たしかに、これは婚姻破綻の原因をさぐるのに優れた示唆

を与えるであろう。しかし、同じ調査が別の地域或は国で行なわれた場合、或は異なる時代に行なわれたと考えれば、 当然それぞれニューアンスの異なる答が得られたことであろう。

P. H. ランデイスは、婚姻の緊張を取り扱った部分で、緊張は、夫婦生活に意味をもつあらゆる要素に起り得ると述べ、たとえば規則正しさ、(特に一方が細かすぎるのに、他方が生来無頓着である場合など)といった些細なことがらからでも生ずるとし、さらに、その他金銭問題、性への誤解、社会的関係(一方が社会的活動を好むのに対して、他方が人との交際を嫌う場合など)といったものから、レジャータイムの使い方、夫が特に興味をもつリクリェーションの種類の如き些事に至るまで緊張の原因たり得るのだという。かくて彼は、「人間関係のほとんどあらゆることは、一度それが不和の焦点となるや、極めて重大な位置にまで誇張され、緊張の基本的原因とされ得るのである。」という。

まことに、グードもいうように、「離婚する夫婦は進んで彼らの不平を並べようとするが、これらの不平はただ、夫婦関係が如何に多くの人生の分野に関係しているかということをわれわれに知らせるだけである。彼らは相互に接触するほとんどあらゆる分野に不満足なのである。」と。もしそうだになると、婚姻破綻の問題へのアプローチは、文化的、社会的背景から包括的になされなければならない。

(註)

(1) 婚姻破綻についてラインスタインは、その定義づけは容易でないとしつつ、一応一組の男女が夫妻という関係において共に生活し、彼ら自身および彼らがもっている、あるいはもつであろう子供たちのために、共同の家庭をつくる努力に終止符を打つような出来事を意味するとする。

(Max Rheinstein, 唄, 山本訳, 離婚法と婚姻の安定性, P. 15)

- (2) 仝上訳, 第2章
- (3) 全上訳, P.15
- (4) Meyer F. Nimkoff, Marriage and the Family, 1947, P. 666
- (5) Op. cit., P.665
- (6) William J. Goode, The Family, 1964, P. 97
- (7) Paul H. Landis, Making the Most of Marriage, 1955,P. P. 494~495
- (8) Morris Ploscowe & Doris Jonas Freed, Family Law, 1963, P. P. 141~142

William J. Goode, op. cit., P. 97

(9)加藤一郎, 図説家族法, 1963, P.79

- (10) E. W. Burgess & H. J. Locke, The Family, 1960, P. 519
- (11) P. H. Landis, op. cit., P. 495
- (12) W. J. Goode, op. cit., P. P. 96~97

(4)

前節において、婚姻破綻の原因は、甚だ把握し難いのみならず、これを対象として取り上げる視角によってそれぞれ別別の解釈が成り立つことがわかった。筆者の如き乏しい知識しか持たない者にとっては、これ以上の破綻原因の包括的検討は、到底その能力の及び得ないものと考える。そこでここではその重要な要因とされる社会解体というものに触れておこう。

離婚を最も顕著な例として、遺棄、別居等の婚姻破綻現象、およびこれに連なる非行、家出、自殺などに至る今日の一連の社会問題行為ないし現象は、社会解体(social disorganization)の一環としておこるのだと社会病理学では説明される。社会解体という用語は必ずしも一義的に使用されておらず、その概念の把握の仕方も甚だ漠然としている。ここでは一応次の如く考えてゆこう。

ディスオーガナイゼイション (解体とか非組織化とかに訳される) の概念を定めるためには、その対概念であるオーガナイゼイション (組織化) の概念を把握しておかなくてはならない。

オグバーンやニムコフはオーガナイゼイションについて, それは、色々の部分が同時性をもって、それぞれ特殊な機能 を果しつつ、結合することであるとし、その好例として、異 なる任務を持った人体の諸器官の調和のとれた結合、雑多な 専門組織,機構が有機的に接合され調和されている都市生 活, さらに発着係, 乗車係, 車掌, 技師などの分業的結合に よって成り立っている鉄道運輸の例などを挙げる。だからそ の対概念としてのディスオーガナイゼイションの例として, 第二次大戦中, 爆撃を受けた都市などの解体の例, ストライ キや洪水のためスケジュール通りに鉄道が運行できず、運輸 サービスが解体する例, さらに人体において, 四肢や諸器官 の故障のため人体が正常な 機能を 果たし 得ず、 健康を損な い、極端な場合は死に至るという例を挙げている。したがっ て社会解体 (social disorganization) とは、社会における種々 の制度が所与の目的に一致して機能しなくなった状能, すな わち社会的機能と価値の不一致が、社会集団の最重要機能を 衷失せしめる状態と定義されるのである。

そこで、社会解体の一現象としての家族解体 (family disorganization) も、家族を成員相互が結合して若干の基礎的機

能を果たす組織体であるとし、これらの機能が妨害され、集団としての一体性が損なわれる状態と説明されたり、家族を含め社会集団が、すべて地位とそれに応ずる役割による結合体と考えられることから、家族の成員の一人ないし数人が、その役割、義務を正当に果たさないため、役割機構の解体、分裂を生み、一体性が崩壊する状態とも説明されるのである。

それでは家族解体は現実にはどのような形で現われるか。 これについてゲードは次の五つの形態を挙げる。

- (1) 私生, 庶出 (illegitimacy) 家族単位が完成されない状態。父母, 特に父が, 父或 は夫として期待通りの役割を果たし得ない。
- (2)無効,別居,離婚 夫婦がその役割,義務を果たし得ない場合。
- (3) 空虚な殻の家族 (empty shell family) 形式的には家族は同棲生活を送るが、相互にコミュニケーションや相互作用が少く、特に相互に情緒的支持を欠く場合。
- (4)成員の意志によらない一方の配偶者の欠損。 死亡、入獄、戦争、失業のための離家。
- (5) 成員の意志によらない主たる役割の衷失。 重い精神的、感情的、肉体的病気のための崩壊で、配 偶者、子供の精神病とか知能の遅れなど。

家族解体なる用語は、本来、客観的集団機能の阻害に対して使われる語であって、価値判断や道徳的意味を持つものではない。しかし社会問題的現象として家族解体をとり上げるとき、上例の(4)、(5)は少くとも議論の焦点とはなり得ない。そこで家族解体の問題の論議は、当然(2)、(3)に集中する。婚姻破綻を家族解体に関連して考えて見る場合も、まさにそうである。そして家族解体現象としてのこれら婚姻破綻ないしそれに至る諸現象を見る場合、当然家族の機能とその歴史的変遷に触れなければならない。

家族の機能についての学説は、周知の如く多様である。こ こでは勿論家族の機能を論ずることを目的としないので、単 に家族解体に関係する部面について述べることとする。

家族機能の歴史的変遷についての定説は、いうまでもなく 家族の機能が縮少して来たということである。家族はかつて 性的機能(性的満足と種の再生産)や扶養的機能のほかに経 済的機能、教育的機能、宗教的機能、娯楽的機能、保護的機 能、社交的機能などまで営む包括的、封鎖的社会集団であっ た。しかしより専門化、能率化され、より経済的な各種の制 度や機関の発達、換言すれば家族外の隣接諸集団の組織化 は、社会の複雑化、機能化に対応して、本来は受動的集団に 過ぎない家族から、これらの機能を容赦なく奪っていった。 そして現代家族に残された機能としては(1)性関係の規制 (2)家計の維持(3)種の再生産(4)年少者の保護育成 とされたり、(1)性的欲求の安定的満足(2)子供の出産 と養育(3)ホームの提供とされたり、或はまた(1)生物 学的機能(2)愛情的機能(3)社会化機能(Socializing function)であると説明されたりする。

しかし、こうした 過程に おいて、家族 集団の 結紐 (物質的、精神的ならびにその相関的な意味において)として重大な影響をもって来たものは、経済的機能と社会化ないし教育的機能であろう。そして、この間の変遷について興味ある論理を展開しているのはウインチである。

農耕時代には、家族は独立した経済的自給単位であった。 家族の成員はとぞって生産活動に従事し、分配にあづかった。そこには今日的意味での「稼ぎ手」と「扶養家族」との 厳密な区別は存在しなかった。社会の都市化、工業化が進む につれて近代家族への移行が始まると共に、家族生活の重点 は「共に生活する (making a living)」から「生計費を稼ぐ (earning a living)」ことへと移行すると共に、生産単位と しての中心は家族から巨大な企業体へと移行していった。家 族が生産活動を行なわなくなり、外部の企業体から稼いで来 てそれを必要物資の購入に当てるという消費的単位への移行 は、当然のことながら家族を景気変動に対し脆弱ならしめ、 扶養家族の扶養を段々と負担にならせる結果を招いた。

そしてこのことは、単に経済的機能の推移に止まらなかった。以前はすべての成員が生産に携わり、一つの家計の維持に相共に貢献したことが相互依存の連帯感を深め、家族団結の強い結紐として働いた。ところが今や扶養家族が稼ぎ手の重荷となり、加うるに公的の老齢者扶助制度の発達は扶養義務をめぐって家族内の意見の不一致を招き、家族解体、ひいては婚姻破綻の兆を見せ始めることとなった。

新らしい家族成員をつくり出し、これを養育し、行動のパターンを体得させ、パーソナリティを形成せしめるいわゆる社会化(socialization)機能或は教育的機能についても同じ傾向が始まった。大体、都市化、工業化社会発達前ですら、学校や教会は家族からこの機能を奪いつつあったが、最近の種々のパーソナリティ形成機関(保育園、幼稚園其の他の幼児教養機関の発達、ボーイスカウト、Y・M・C・A・などの出現、種々のマスメディアの充実)は一層これに拍車をかけた。加えて家族的生産から父が去ったことは、子供から有効な教師を失うことを意味した。そして今や、婦人の多くが

家庭外での職業に従事する傾向が強くなると、母もまた教師 として役立たなくなりつつある上に、教育が高度化し文化が 複雑化するにつれ、普通の父母では、学校教育の代替機能を 果たし得なくなった。これらの一連の傾向は、家族成員間の 相互関係を一層希薄にし、団結を緩める方向に作用した。

こうした最近の顕著なディスオーガナイゼイションの過程 を観察したウインチは、最高度に機能的な核心家族における 夫婦の役割について次のような理想図を画いてみせる。

- (1) 夫は妻の労働者としての役割に対しては職長ないし 監督。
- (2) 夫は妻の選挙人としての役割に対しては公務員。
- (3) 夫は妻の教区民としての役割については牧師。
- (4) 夫婦は、子供に対しては教師。

彼の主張に一貫したテーマは「機能性こそ、社会集団の生活力の最も重要な要素である」ということである。若し上に挙げたような関係で相互が固く結ばれていれば、その相抱き合う役割の複雑な錯綜の故に、配偶者双方は、相互にかけがえのない、極めて重要な存在となり、婚姻結合は相互の好悪(パーソナリティの差異)を越えて強固となり、永続性を増す。若しこの機能性が減少すれば、相互の重要度は失われ、代って好悪による評価(パーソナリティの合致)が婚姻安定性の決定要因として働くことになるであろう。

この推論は勿論異論のないところであろう。近代家族への 推移を簡明に述べたバージェスの「制度から友愛へ (from institutiou to companionship)」なる標語は有名であるが、具 (12) 体的生活内容から遊離して、愛というものをどうして考え ることができようか。

だが、婚姻安定性は極めて大切だとしても、これが常に何にも優先するとしたらどうであろうか。若しかりに婚姻安定性のために、進化しつつある家族に、過ぎ去った過去の機能を回復させてその安定性を回復することが望ましい姿であろうか。またそもそもそのようなことが可能であろうか。

(註)

- (1) W. F. Ogburn & M. F. Nimkoff, Sociology, 3rd ed., 1958,P. P. 698~699
 - M. F. Nimkoff, Marriage and the Family, 1947, P.612
- (2) 福武直他編, 社会学辞典, 1964, P. 331
- (3) M. F. Nimkoff, op. cit., P. 612
- (4) (5) W. J. Goode, The Family, 1964, P.P. $91\sim92$
- (6) 内藤莞爾, 家族の機能(現代家族講座第一巻, 新しい家族 所収) P. 45,

近代家族の機能として学者の挙げるものの内容的にほぼ共 通しているものとして, この四つを挙げる。

- (7) R. M. Maclver & C. H. Page, Society, An Introductory Analysis, 1964, P. 264
- (8) Francis E. Merrill, Society and Culture, An Introduction to Sociology, 2nd ed., 1961, P.P. 368~372
- (9) R. F. Winch, The Modern Family, rev. ed., 1964, P. P. 699~702
- (10) Op. cit., P. 702
- (11) Op. cit., P. 711
- (12) E. W. Burgess & H. J. Locke, The Family, 1960, の有名なサブタイトル。

(5)

マックス,ラインスタインは,現代の婚姻破綻の要因に関して,(1)妻の夫に対する経済的,身上的依存の減少とそれに伴う社会的地位に生じた変化,(2)婚姻制度のイメージの変化等といったものを考えた。マッキーバーもまた,家(1)族不安定の二つの主要原因として,(1)家族危機への社会的保護の減少(経済的必要や社会的圧力の減少),(2)婦人の個人的,社会的地位の変化を挙げ,特に(2)の婦人の地位の変化が決定的役割を演じたと述べている。

そして、その婚姻不安定性について、彼らはどう見ているであろうか。マッキーバーはいう。「確かに、離婚、別居、家庭不和等で測られた場合の現代家族の不安定性は、暫くの間は上昇を続けるであろう。というのは、長い歴史的過程という言葉で見た場合、これらは、人が新らしい人間関係の型を発展させようとする場合の副産物だからである。現代家族の機能や仕事及び利益は一層限定されて来た。この過程においては、(夫婦間に、或は親子間におけるが如く)家族の人間関係に多くの新らしい問題が生じて来たし、少なくとも明らかになった。われわれが論じて来た不安定性は、家族関係を不可避に特徴づけるが、父権家族の統一を支えた社会的、経済的条件によっては、もはや偽装されないところの急速な推移から生じたものである。」と。

またメリルも、「家族の不安定性は、近い将来までは、漫性的状態にあると思われる。われわれの社会の価値は、解消されざる関係としての家族に依存し続けている。そして、この価値への大規模の背反は、何であろうと警戒をもって見られている。今日の(将来にも)家族の不安定性に対するこの態度は、われわれの文化の理想的パターンという語で理解できる。だが、社会変化の最も基本的な面の一つは、文化的価値が、他の行動の部面と歩調を揃えることができなくなったことである。

しかし,離婚の道徳的非難は,家族解体率を減らすのに余

り役立たなかった。家族は、その構成の中に、全体としての社会の不安定性の増大を生ぜしめた広範な社会的変化を反映している。これらの変化は、家族形態が、ダイナミックな社会から発生するにつれて、たいていは(十中八九まで)続くであろう。」と述べ、いずれも、社会的変化の過程における(4)家族、婚姻不安定傾向の不可避なことを暗示している。

そもそも、婦人の身分的、経済的地位や独立を否定したり、それに伴う家族、婚姻のパターンを人為的に変えたりすることは、不可能であろうし、また歓迎すべきことでもない。婚姻の安定性は、家族、社会にとって極めて重要な基礎を提供するものではあるが、それは、婚姻関係に影響する諸要因を冷静に認識した上で、前進的な形で擁護すべきものである。そこで、その一環として、変化し行く家族に対して、新しい条件に適応する新しいモーレスの型の樹立が要望されるのである。これについてマッキーバーは、次の三つを考えた。

(1)性的調和と性的価値について

(2) ロマンチックな愛について

夫婦関係は単に性的欲求の満足のためにのみ存在するのではないという認識を徹底し、破綻に瀕した婚姻には各種の治療的方法が講ぜられるべきで、離婚が安易な自動的解決と考えられないこと。これらのことは法規定の厳重化では到底達せられない。

- 愛は、全パーソナリティの性 的集成 ともい うべき で、その開花は何年もかかって認識されて行くこと をみとめ、婚姻に 当っての ロマンチックな愛 だけ
 - が、自動的に家族、婚姻を支えてくれるという甘い 考えを払拭すること。
- (3) 婚姻が、肉体的病気や精神的失望の万能薬であるわけではないが、少くとも夫婦の相互愛が、複雑な社会の精神的肉体的試練に対する防衛として役立つこと一家族の団結に作用する条件の一つとして働く一を認識すること。

ラインスタインも、心理学、精神病理学、教育、児童福祉等に習熟した専門家による、マリッジ、カウンセリングなどの予防ないし治療的アプローチを提唱すると共に、家庭生活教育の効果を評価し、「よき婚姻は、永続的な喜悦の生活であるという期待、また、悩み、惓怠、不和の出現は、必然的にその婚姻の失敗を示し、したがって、その失敗をみとめて一見不可避な破綻に終わる以外にはなすすべもないことを示すというような予想―これらのロマンチックな期待は打ちくだかれなければならない。」とした。

法は一それが精巧な方法であろうと、不確実な方法であろうと一社会が、その目的をなし遂げる単なる手段に過ぎないといわれる。法は、一般に万能の力を発揮し得る如くに誤解され易いが、社会的現実や輿論の動向を反映しない法は、たとい如何に高尚な理想を求めたとしても、所詮、無用の形骸となりかねない。家族のような非合理的集団に対しては、尚更そうである。「愛情に基づく夫婦の婚姻共同生活は、法の強制によって実現できるのではなく」、法の存在意義は、かえって「婚姻破綻自体を防ぐことはできないにしても、破綻にともなう弊害を緩和して、破綻による不利益から当事者を救済することは可能である。」点にあるとも考えられよう。単なる実定法の改正は、こうした場合、徒労に終りかねないことを知るべきである。

なお、本稿には、多くの根本的な問題が、未解決のまま残

された。これらの検討については他日を期したいと思う。 (註)

- (1) Max Rheinstein, 唄, 山本訳, 離婚法と婚姻の安定性, P. 23
- (2) R. M. Maclver & C. H. Page, Saciety, 1964, P. P. 268~ 269
- (3) Op. cit., P. 272
- (4) F. E. Merrill, Society and Culture, 1961, P. 367
- (5) R. M. Maclver & C. H. Page, op. cit., P. P. $272{\sim}274$
- (6) Max Rheinstein, 前掲訳, P.33
- (7) W. Friedmann, Law and Social Change in Contemporary Britain, 1951, への A. T. Denning の序文より
- (8) (9) 西原道雄,現代の家族と法(岩波講座,現代法第八巻,現代法と市民,1966,所収)P.136

(昭和41年10月3日)